

## 使用料・手数料の見直しに係る対応について

### 1 使用料・手数料の見直しに係る検討について

現在、長崎市では、全庁統一的な考え方に基づき、令和8年4月からの使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを検討しており、指定管理者制度導入施設のうち、利用料金制の施設についても、利用料金における基準額の見直しを検討しているところです。

### 2 見直し検討の背景

長崎市の使用料等は、平成4年度以降、消費税の転嫁を除き、全庁的な料金改定を行っておりません。

施設運営費と使用料等（受益者負担）の差は、公費負担（すべての市民で負担）で補っていますが、この差は年々乖離し、公費負担が増加している状況です。

※指定管理施設の施設運営費は、5年ごとの公募の際に積算を見直しています。

### 3 応募の際の留意点

本公募で提示している固定納付金の下限額は、現行の利用料金（以下「現料金」という。）を踏まえ、算出しています。

使用料等の見直しが決定した場合は、新たな利用料金を踏まえて、固定納付金の再算定を行うよう、検討しているところです。

これらの状況をご了承のうえ、応募いただきますようお願いいたします。

<留意事項> 応募にあたっては、次の点にご注意ください。

- ・ 収支予算書（第6号様式）は、「現料金」を踏まえ、作成してください。
- ・ 市において利用料金の見直しを行った場合は、収支計算の見直しを求める場合がありますが、本公募においては、「現料金」に基づく内容で審査を行います。